



厚生労働省

山口労働局

下関労働基準監督署

Press Release

報道関係者各位

令和8年6月17日（水）

【照会先】

下関労働基準監督署

副署長

矢野和明

第一方面主任監督官

杉山朋子

電話 083-266-5476

## 労働安全衛生法違反被疑事件の書類送検について

下関労働基準監督署（署長 赤尾 裕一郎）は、令和8年6月17日、個人事業（屋号クライム）の代表者を、労働安全衛生法違反の疑いで山口地方検察庁下関支部に書類送検しました。

記

### 1 被疑者

クライムの代表者（A）

所在地 山口県下関市

事業内容 足場等仮設工事業

### 2 違反条文

労働安全衛生法違反

労働安全衛生法第14条

労働安全衛生法施行令第6条第15号

労働安全衛生規則第566条第3号、第4号

労働安全衛生法第119条第1号（罰則）

### 3 事件の概要

被疑者Aは、足場等仮設工事業を営む事業者であるが、令和7年12月22日、山口県下関市内において行われていたダム用ゲートの塗装工事において、つり足場の組立作業を行わせるに当たり、被疑者Aが自らを当該足場の組立工事の足場の組立て等作業主任者として選任していたにもかかわらず、工事現場に終日入場せず、労働者の配置を決定し、作業の進行を監視し及び労働者のフルハーネスやヘルメットの使用状況を監視する等足場の組立て等作業主任者としての職務を行わなかったものである。

< 参照条文 >

【 労働安全衛生法 】

第 14 条（作業主任者）

事業者は、高圧室内作業その他の労働災害を防止するための管理を必要とする作業で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う技能講習を修了した者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、当該作業の区分に応じて、作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮その他の厚生労働省令で定める事項を行わせなければならない。

第 119 条（罰則）

次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

第1号 第14条（中略）の規定に違反した者

第2号 （以下略）

【 労働安全衛生法施行令 】

第 6 条（作業主任者を選任すべき作業）

法第14条の政令で定める作業は、次のとおりとする。

15 つり足場（ゴンドラのつり足場を除く。以下同じ。）、張出し足場又は高さが五メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業

【 労働安全衛生規則 】

第 566 条（足場の組立て等作業主任者の職務）

事業者は、足場の組立て等作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。ただし、解体の作業のときは、第一号の規定は、適用しない。

- 1 （省略）
- 2 （省略）
- 3 作業の方法及び労働者の配置を決定し、作業の進行状況を監視すること。
- 4 要求性能墜落制止用器具及び保護帽の使用状況を監視すること。